

松江市告示第 485 号

松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱（平成 21 年松江市告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>松江市長期優良住宅建築等計画<u>等</u>の認定に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づく、長期優良住宅建築等計画<u>及び長期優良住宅維持保全計画</u>(以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>」という。)の認定の申請及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 <u>法第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの</u>基準をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 認証型式住宅部分等 品質確保法第 40 条第 1 項に規定する認証型式住宅部分</p>	<p>松江市長期優良住宅建築等計画<u>の</u>認定に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づく、長期優良住宅建築等計画_____ (以下、「<u>計画</u>」)という。)の認定の申請及び審査に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法に定めのあるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 認定基準 <u>法第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの</u>基準をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 認証型式住宅部分等 品質確保法第 40 条第 1 項に規定する認証型式住宅部分</p>

等 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_をいう。

(4) 特別評価方法認定 品質確保法第 58 条第 1 項に規定する 特別評価方法認定 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_をいう。

(5) 認定申請対象住宅 法第 6 条第 1 項の認定を受けようとする長期優良住宅をいう。

(添付図書)

第 3 条 法第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画等の認定を申請し、又は法第 8 条の規定に基づき認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請をする者(以下「申請者」という。)は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。)第 2 条第 1 項 \_\_\_\_\_又は省令第 8 条に定める図書のほか、次の各号に掲げる 申請に係る住宅の区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出するものとする。

(1)～(4) 略

2・3 略

(認定基準等)

第 4 条 略

(1) 認定申請対象住宅が \_\_\_\_\_次に掲げる計画が定められている 区域内にある場合は、当該計画に適合するものであること。

ア・イ 略

等 製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

(4) 特別評価方法認定 品質確保法第 58 条第 1 項に規定する 特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。

(添付図書)

第 3 条 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき計画 \_\_\_\_\_の認定 \_\_\_\_\_又は法第 8 条の規定に基づき認定を受けた 計画 \_\_\_\_\_の変更の認定の申請をする者(以下「申請者」という。)は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。)第 2 条第 1 項 の表 1 若しくは表 2 又は省令第 8 条に定める図書のほか、次の各号に掲げる \_\_\_\_\_区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出するものとする。

(1)～(4) 略

2・3 略

(認定基準等)

第 4 条 略

(1) 住宅を建築しようとする地域に、次に掲げる計画が定められている \_\_\_\_\_場合は、その計画に適合するものであること。

ア・イ 略

(2) 認定申請対象住宅が、次に掲げる土地の区域以外に建築される又は存するものであること。(市長が長期にわたって存続できると認めた場合は除く。)

ア・イ 略

(災害配慮基準)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」を判断するための基準は、認定申請対象住宅が \_\_\_\_\_、次\_\_\_\_\_に掲げる区域に建築される又は存するものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

(取下げ届)

第6条 認定の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届 \_\_\_\_\_(様式第1号)1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第7条 認定計画実施者 \_\_\_\_\_は、認定に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式第2号)1部に

(2) \_\_\_\_\_次に掲げる土地の区域以外に建築される住宅 \_\_\_\_\_であること。(市長が長期にわたって存続できると認めた場合は除く。)

ア・イ 略

(災害配慮基準)

第5条 法第6条第1項第4号に規定する「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたもの\_\_\_\_\_」を判断するための基準は、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築される\_\_\_\_\_ものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間の内に解除されることが確実と見込まれる場合及び市長が認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1)～(3) 略

(取り下げ届)

第6条 認定の申請をした者が、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届 \_\_\_\_\_(様式第1号)1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第7条 計画の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、認定に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式第2号)1部に

認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第 8 条 認定計画実施者(長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者に限る。)は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われたことについて建築士による確認を受け、速やかに工事完了報告書(様式第 3 号)1 部を市長に提出しなければならない。

2 略

(認定しない旨の通知)

第 9 条 市長は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画等が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式第 5 号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 略

2 法第 14 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

(設計変更)

第 13 条 認定計画実施者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更(法第 8 条第 1 項の規定により長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第 10 号)の正本 1 部及び副本 1 部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第 8 条 認定計画実施者\_\_\_\_\_は、認定を受けた計画\_\_\_\_\_の住宅の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われたことについて建築士による確認を受け、速やかに工事完了報告書(様式第 3 号)1 部を市長に提出しなければならない。

2 略

(認定しない旨の通知)

第 9 条 市長は、認定の申請に係る計画\_\_\_\_\_が認定基準に適合しない場合は、認定しない旨の通知書(様式第 5 号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 略

2 法第 14 条第 1 項第 2 号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

(設計変更)

第 13 条 認定計画実施者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画\_\_の変更(法第 8 条第 1 項の規定により長期優良住宅建築等計画\_\_の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第 10 号)の正本 1 部及び副本 1 部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画等の認定等に必要事項は別に定める。

様式第 1 号(第 6 条関係)

取下げ届

略

次の認定の申請を取り下げるので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。

略

- 2 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申出)
- 3 申請に係る住宅の位置

- 4 取下げ理由

略

様式第 2 号(第 7 条関係)

取りやめ届

略

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 7 条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申出)

略

様式第 3 号(第 8 条関係)

工事完了報告書

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

略

- 3 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申出)

略

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定等に必要事項は別に定める。

様式第 1 号(第 6 条関係)

取り下げ届

略

次の認定の申請を取り下げるので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。

略

- 2 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申し出)
- 3 申請に係る住宅の位置

- 4 取り下げ理由

略

様式第 2 号(第 7 条関係)

取りやめ届

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 7 条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申し出)

略

様式第 3 号(第 8 条関係)

工事完了報告書

略

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、松江市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

略

- 2 確認の特例の有無(法第 6 条第 2 項に基づく申し出)

略

様式第 4 号(第 8 条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日  
略

様式第 5 号(第 9 条関係)

認定しない旨の通知書

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

様式第 6 号(第 10 条関係)

認定しない旨の通知書

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

様式第 7 号(第 11 条関係)

改善命令書

略

次の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 項の規定により、改善に必要な措置を

様式第 4 号(第 8 条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画\_\_に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、松江市長期優良住宅建築等計画\_\_の認定等に関する要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定年月日  
略

様式第 5 号(第 9 条関係)

認定しない旨の通知書

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

様式第 6 号(第 10 条関係)

認定しない旨の通知書

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

様式第 7 号(第 11 条関係)

改善命令書

略

次の認定長期優良住宅建築等計画\_\_について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 項の規定により、改善に必要な措置を

命じます。

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する**裁決**の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

記

- 1 長期優良住宅建築等計画**等**の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画**等**の認定年月日

略

様式第8号(第12条関係)

認定取消通知書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画**等**について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する**裁決**の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内)に松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

記

- 1 長期優良住宅建築等計画**等**の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画**等**の認定年月日

略

様式第9号(第12条関係)

認定取消通知書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画**等**について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定

命じます。

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する**決裁**の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

記

- 1 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定年月日

略

様式第8号(第12条関係)

認定取消通知書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画\_\_について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

略

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する**決裁**の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内)に松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

略

記

- 1 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定年月日

略

様式第9号(第12条関係)

認定取消通知書

略

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画\_\_について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定

に基づき、通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

略

様式第 10 号(第 13 条関係)

設計変更届

略

認定長期優良住宅建築等計画等について、計画を変更したいので、松江市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

略

に基づき、通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定年月日

略

様式第 10 号(第 13 条関係)

設計変更届

略

認定長期優良住宅建築等計画\_\_について、計画を変更したいので、松江市長期優良住宅建築等計画\_\_の認定等に関する要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画\_\_の認定年月日

略

#### 附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。